

## 千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について

### 1 概要

千葉市環境保全条例（以下「条例」という。）に基づく排水基準は、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく排出規制と同等の効果をを得るため、法の排水基準を準用している。この度、法第3条第1項に基づく排水基準を定める省令が改正されたことから、法の基準に合わせて千葉市環境保全条例施行規則（以下「規則」という。）を改正する。

### 2 規則の改正案

規則第14条の規定による別表第4第2項の表に定める排水基準のうち、項目「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、その既設及び新設の許容限度を日間平均3,000個/cm<sup>3</sup>から日間平均800CFU（コロニー形成単位）/mLに改める。

施行日は水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の施行日に合わせ、令和7年4月1日とする。

別表第4

2 1以外の汚染状態

別表第 4

2 1 以外の汚染状態

「大腸菌数」に改正する

「(800 CFU/mL)」に改正する

| 項 目                      | 特 定 施 設                   | 許 容 限 度                    |                            |
|--------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|
|                          |                           | 既 設                        | 新 設                        |
| (水素イオン濃度 から クロム含有量 まで 略) |                           |                            |                            |
| 大腸菌群数                    | 別表第 3 の 1、2 及び 3 の項に掲げる施設 | (3,000 個/cm <sup>3</sup> ) | (3,000 個/cm <sup>3</sup> ) |
| (窒素含有量 から りん含有量 まで 略)    |                           |                            |                            |

### 3 対象施設及び排水基準

- (1) 対象施設：法の適用対象とならない施設のうち、汚濁負荷の大きい施設を市独自の特定施設として規定している。（規則 別表3）
- (2) 排水基準：特定施設を設置する工場・事業場について排水基準を設定しており、法と同等の効果をを得るため法に基づく排水基準を準用している。（規則 別表4）

### 4 法等の改正

令和6年1月に「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、よりの確にふん便汚染を捉える指標として、排水基準項目「大腸菌群数」が「大腸菌数」に見直され、同項目に係る許容限度が3,000個/cm<sup>3</sup>から800CFU（コロニー形成単位）/mLに改正された。（施行日：令和7年4月1日）